

学校保健安全法施行規則改正に伴う「保育所における感染症対策ガイドライン」の修正について

現行の保育所のガイドライン	学校保健安全法施行規則の改正内容	検討会における検討の方向性(素案)
<p>インフルエンザ・・・2か所に違う表記あり</p> <p>①症状が始まった日から5日以内に症状がなくなった場合は、症状が始まった日から7日目まで、又は解熱した後、3日を経過するまで</p> <p>②発症後最低5日間かつ解熱した後3日を経過するまで</p>	<p>→発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで(幼児については)発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで</p>	<p>→発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで (学校保健安全法施行規則と同じ記載とする)</p>
<p>百日咳・・・特有の咳が消失し、全身状態が良好であること(抗菌薬を決められた期間服用する。7日間服用後は医師の指示に従う)</p>	<p>→特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで</p>	<p>→特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで (学校保健安全法施行規則と同じ記載とする)</p>
<p>流行性耳下腺炎・・・耳下腺の腫脹が消失してから</p>	<p>→耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで</p>	<p>→耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで (学校保健安全法施行規則と同じ記載とする)</p>
<p>髄膜炎菌性髄膜炎・・・表記なし</p>	<p>→第2種感染症に追加。 ※出席停止の期間の基準は、「病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで」</p>	<p>→医師により感染のおそれがないと認めるまで (学校保健安全法施行規則と同じ記載とする)</p>
<p><b>急性出血性結膜炎の記載について</b> 急性出血性結膜炎・・・表記なし ※発生数が少ないことから急性出血性結膜炎の基準を表記していない。</p>	<p>→病状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで</p>	<p>→医師により感染のおそれがないと認めるまで (学校保健安全法施行規則と同じ記載とする)</p>